

公務員部関係資料

平成25年3月
総務省自治行政局公務員部

< 項 目 >

1	平成25年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について (平成24年11月30日付け公務員部長通知(総行公第96号))	1
2	東日本大震災に係る人的支援に関する留意事項等について(通知) (平成25年3月1日付け公務員課長通知(総行公第20号))	2~3
3	今後の公務員制度改革の在り方に関する意見交換会	4
4	地方公務員の給与改定に関する取扱い等について (平成25年1月28日付け総務大臣通知(総行給第1号))	5~7
5	総務大臣書簡(平成25年1月28日)	8
6	地方公共団体における給与減額支給措置の基本的な考え方について	9
7	国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案の概要	10
8	今回の地方公務員の給与削減の要請に基づく取組	11
9	地方公務員の退職給付の給付水準の見直し等について(通知) (平成24年11月26日付け総務副大臣通知(総行給第77号、総行福第309号))	12~13
10	退職手当の改正内容の概要	14
11	地方公務員の職員団体に係る職務専念義務の免除等に関する 制度及び運用の適正化の状況について	15
12	チェック・オフの適正化の状況について	16
13	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正 する法律(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)	17
14	追加費用の削減	18
15	「標準報酬制」への移行に伴う給与システムの改修について (平成25年3月4日付事務連絡)	19~20
16	平成25年度における地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の 負担金等について(平成25年1月30日付事務連絡)	21~22
17	職員に対する福利厚生事業調査の結果について (平成25年2月8日付福利課長通知(総行福第30号))	23~26
18	安全衛生管理体制の整備状況	27~29

総務省における被災市町村の人材確保の取組

1. 全国の市区町村への更なる職員派遣の要請

- ・全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市区町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築(H23.3～)【総務省スキーム】
- ・復興庁と総務省と合同で主な府県・指定都市を訪問し、現役職員の派遣のほか、任期付職員の採用・派遣について要請

2. 被災自治体における任期付職員の採用の支援

- ・任期付職員採用に必要な条例の制定や被災市町村における採用のほか、県による採用・県下市町村への派遣等について助言

3. 全国の市区町村OB職員の活用【OB情報システムの構築】

- ・全国市長会・全国町村会の協力を得て、被災市町村で働く意欲のある市区町村のOB職員等の情報をリスト化して被災市町村へ提供するシステムを、新たに構築

4. 民間企業等の人材の活用の促進

- ・被災自治体からの要望を受け、民間企業や自治体の第三セクター等（土地開発公社等の地方三公社、財団法人等）の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備
 - ①民間企業等の協力を得て、民間企業等の従業員の身分をもったまま、被災市町村の職員として採用（任期付職員又は特別職職員として採用）
 - ②被災自治体が負担する民間企業等からの職員の受入れ経費（給料等）について震災復興特別交付税により全額措置（災害復旧等に従事させるため、任期付職員として採用した場合に加え、H24年度から特別職職員として採用した場合についても措置）

総行公第20号
平成25年3月1日

岩手県総務部長
宮城県総務部長
福島県総務部長
(人事担当課・市町村担当課扱い)
仙台市総務企画局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

東日本大震災に係る人的支援に関する留意事項等について（通知）

これまでの復旧・復興事業への多大なる御尽力に対し心より敬意を表します。

さて、今後、一層復旧・復興事業を円滑かつ確実に進めるためには、幅広い人的資源の確保が必要不可欠であると考えられます。各地方公共団体においては、これまでも様々な方法を活用して人員確保に御尽力頂いてきているところでありますが、今般そのうちの一つの手法である、民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用することに関連し、以下のとおりその考え方を整理したので御連絡申し上げます。

各地方公共団体におかれては、これらの点にも留意しつつ、円滑な人的資源の確保に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、民間企業等と協定等を行う際には、当該従業員の身分取扱い等について、十分に協議を行っていただきますようお願いいたします。

貴県内の市町村に対してもこの旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用する場合には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく採用や地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職としての採用が一般的には想定されることであること。
2. 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、民間企業等に在籍する従業員を採用する場合であって、民間企業等から給与その他の報酬を受ける場合等

には、営利企業等への従事に係る任命権者の許可（地方公務員法第38条）を受ければ、民間企業等の従業員としての身分を保持したまま、地方公共団体の職員としての身分を併有させることが可能であること。

当該許可を行う際の確認事項は、①職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、②相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公平を妨げるおそれがないこと、③職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと等であること。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき採用された職員のうち、常時勤務に服することを要する者に対する社会保険制度の適用については、地方公務員等共済組合法による年金・医療保険制度及び地方公務員災害補償法による災害補償制度が適用されるものであること（地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号及び地方公務員災害補償法第2条第1項第1号）。

東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため、国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されるものであって、当該法人に雇用されたまま地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき採用される職員に要する経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置していること。

3. 民間企業等との協定等により、地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま、特別の学識又は経験等に基づいて、採用する場合には、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき採用することも可能であること。

この場合は、当該職を当該地方公共団体における一般職の職員では対応困難な特別の学識又は経験等が必要な職であると位置付けることとなるものと考えられること。

この際には、当該者は地方公務員法の適用を受けないこととなり、営利企業等への従事に係る任命権者の許可等を要することなく、民間企業等から給与その他の報酬を受けることが可能となるが、上記2における取扱いを踏まえ、職務の中立性・公平性を損ねることのないよう御留意いただきたいこと。

特別職としての任用には、非常勤の職への任用のほか、復旧・復興事業の対応のための常勤の臨時の職への任用もあり得るものであること。

特別職として採用された者であって、常時勤務に服することを要しない者のうち常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者に対する社会保険制度の適用については、地方公務員等共済組合法による年金・医療保険制度及び地方公務員災害補償法による災害補償制度が適用されるものであること（地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号、同法施行令第2条第5号、地方公務員災害補償法第2条第1項第1号及び同法施行令第1条第1項第2号等）。

東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため、国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されるものであって、当該法人に雇用されたまま地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき採用される特別職に属する地方公務員に要する経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしていること。

[連絡先]

自治行政局公務員部公務員課 係長 主査

電 話 03-5253-5542

e-mail y.aoyama@soumu.go.jp

今後の公務員制度改革の在り方に関する意見交換会 －若者にも魅力的な新しい公務員制度を目指して－ について

1. 趣旨

国家公務員制度改革について「公務員が誇りを持って職務にまい進し、若い優秀な人材が公務員を目指すことを促す改革を行う」との観点から、有識者にご意見をいただき、今後の検討の参考とするため、「今後の公務員制度改革の在り方に関する意見交換会－若者にも魅力的な新しい公務員制度を目指して－」（以下「意見交換会」という。）を公務員制度改革担当大臣の下で開催する。

2. 参集者

3名のアドバイザー（以下参照）は常時出席し、必要に応じ、個別テーマに精通した有識者も出席。

※ 公務員制度改革担当副大臣・政務官は、公務の都合がつく限り出席。

【アドバイザー】※敬称略、五十音順

稲継 裕昭 早稲田大学政治経済学術院教授

立花 宏 株式会社情報通信総合研究所特別研究員

西村 美香 成蹊大学法学部教授

3. 意見交換会内容の取扱い

意見交換会の議論の概要は、公表する。

4. 意見交換会の庶務

意見交換会の庶務は、国家公務員制度改革推進本部事務局が処理する。

総行給第1号
平成25年1月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長
各人事委員会委員長

殿

総務大臣

地方公務員の給与改定に関する取扱い等について

公務員の給与改定に関する取扱いについて、平成25年1月24日別紙のとおり閣議決定が行われました。

地方公務員の高齢層職員の昇給抑制に関する措置については、各地方公共団体において今般の閣議決定及び人事委員会勧告を踏まえ、必要な措置を講ずるよう要請いたします。

なお、地方公営企業に従事する職員の給与改定に当たっても、これらの事項を十分勘案の上、適切に対処されるよう要請いたします。

また、各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところではありますが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。

こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたします。

この旨、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

公務員の給与改定に関する取扱いについて

〔平成25年1月24日〕
閣議決定

- 1 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、平成24年8月8日に高齢層職員の昇給抑制に関する人事院勧告が行われたところであるが、平成25年度（直近の昇給日である平成26年1月1日）から人事院勧告どおり改定を行うものとする。
- 2 特別職の国家公務員の給与については、1の趣旨に沿って対応するものとする。
- 3 独立行政法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。）の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう厳しく見直すことを要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。
また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっても、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう厳しく対処するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。特殊法人等の役職員の給与等についても、その水準を毎年度公表する。
- 4 地方公務員の高齢層職員の昇給抑制に関する措置については、各地方公共団体において1の趣旨及び人事委員会勧告を踏まえ、必要な措置を講ずるよう要請する。
- 5 各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところであるが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。

拝啓

貴職におかれましては、地域の発展と住民の福祉のため日夜尽力されていることについて感謝申し上げます。

さて、政府におきましては、このたび公務員の給与改定に関する取扱いについて閣議決定いたしました。その中では、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請することとしております。

地方公共団体において、これまで独自の給与削減や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたことについては、私としても十分に理解しており、心から敬意を表します。

今回の要請は、単に「地方公務員の給与が高いから」、あるいは、単に「国の財政状況が厳しいから」行うものではありません。現下の最大の使命である「日本の再生」に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として、平成二十五年度に限って、緊急にお願いするものであります。なお、今後の国・地方の公務員給与の在り方については、地方の参画も得て検討していきたいと考えております。

東日本大震災の記憶も新しい今、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受けて、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっており、これをさらに加速していかなければなりません。

また、今後、負担増をお願いすることとなる消費税について国民の理解を得ていくためには、まずは公務員が先頭に立って、「隗より始めよ」の精神でさらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要だと考えております。

あなた様には、大変ご苦勞をおかけすることとなりますが、この局面を乗り越えたその先にある「元気な日本の再生」に向け、どうぞよろしくお願い申し上げます。

時節柄、ご自愛のほどお祈り致します。

敬具

平成二十五年一月二十八日

総務大臣

(署名)

都道府県知事 殿

(※都道府県議会議長、市区町村長、市区町村議会議長に対するものも同内容)

地方公共団体における給与減額支給措置の基本的な考え方について

1 趣旨

- ・ 「日本の再生」のために、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化といった課題に迅速かつ的確に対応。
- ・ 今後消費増税について国民の理解を得て進めるためにも、公務員が先頭に立って取組を進めていく姿勢を示すことが重要。

2 国の給与減額支給措置の内容

- ・ 「臨時特例法」の規定による国家公務員の給与減額支給措置の詳細。(別紙参照)
※国の行政職(一)俸給表適用者における諸手当を含めた年収における平均減額割合は7.8%

3 2に準じた取組み

(1) 対象職員等

①一般職(地方公営企業職員を含む)

→下記(2)参照。

②特別職

→具体的な減額内容については、各団体において判断。

③議員

→国会議員については立法府の自主的判断として取り組まれていることから、各議会において判断。

④臨時・非常勤職員

→国の取扱いを参考とし、各団体における職員の勤務形態及び給与水準を鑑みて判断。

(2) 具体的取組の目安

A 給料

○ラスパイレス指数(以下「指数」という)と参考値との差が、国の給与減額支給措置による相対的な給与水準の上昇部分と捉えられることから、この部分を引き下げ。

○但し、各団体において既に行われている給与抑制措置を踏まえた取組。

※平成24年4月2日以降、指数に影響を及ぼす独自カットの改廃などがある場合には、それを考慮した取組が必要。

※給与適正化の取組みは、引き続き推進。

○指数の比較対象ではない各種給料表及び職種についても、均衡を考慮して取組み。

B 手当

(イ) 給料に連動した手当については、算定基礎である給料の減額の影響をそのまま反映。

(ロ) 期末・勤勉手当については、国に準じた9.77%の減額を基本とする。

(ハ) 管理職手当は一律10%の減額を基本とする。

(ニ) 通勤手当等の実費弁償的な手当は減額しない。

4 スケジュール

- ・ 遅くとも平成25年7月からの施行に向け、条例改正等を行う。

5 取組状況調査等

- ・ 2月以降、各地方公共団体の取組・進捗状況等を随時調査・公表予定。
- ・ 給与情報等公表システムを活用し、各団体において随時公表。

以 上

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の概要(平成24年法律第2号)

平成23年9月30日付けの人事院勧告に鑑み、給与の改定について定めるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めるもの

I 人事院勧告に係る給与改定

- 1 俸給月額引下げ 平均▲0.23%
 ※ 平成23年4月から法施行までの較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整
- 2 経過措置額を平成26年4月に全額廃止、それを原資に昇給回復措置
 (平成24年4月、平成25年4月は自然減少分を原資に昇給回復措置)
- 3 特別職給与法及び防衛省職員給与法の適用者についても、一般職に準じて改定

II 給与減額支給措置(措置期間：平成24年4月～平成26年3月末)

1 一般職給与法適用者

(1) 俸給月額

- ① 本省課室長相当職員以上(指定職、行(一)10～7級) ▲9.77%
- ② 本省課長補佐・係長相当職員(行(一)6～3級) ▲7.77%
- ③ 係員(行(一)2、1級) ▲4.77%

その他の俸給表適用職員については、行(一)に準じた支給減額率

- (2) 俸給の特別調整額(管理職手当) 一律▲10%
- (3) 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77%
- (4) 委員、顧問、参与等の日当 上限額を▲9.77%
- (5) 地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末・勤勉手当を除く。)の
 月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

2 特別職給与法適用者

(1) 俸給月額等

- ① 内閣総理大臣 ▲30%
- ② 国務大臣クラス・副大臣クラス ▲20%
- ③ 大臣政務官クラス、常勤の委員長等・大公使等(②以外の者) ▲10%

(2) 期末手当

- ① 内閣総理大臣、国務大臣・副大臣クラス 俸給月額の支給減額率と同じ
- ② ①以外の者 一律▲9.77%

- (3) 非常勤の委員等の日当 上限額を▲9.77%

- (4) 秘書官 一般職給与法適用対象者に準じて措置

3 防衛省職員給与法適用者

- (1) 俸給月額等 一般職の国家公務員と同様の減額措置を実施

(2) 給与減額支給措置の特例について

自衛官(将・将補(一)を除く。)並びに自衛隊の部隊及び機関に勤務する事務官等については、平成24年4月1日から6月を超えない範囲内で政令で定める期間における給与減額支給措置の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

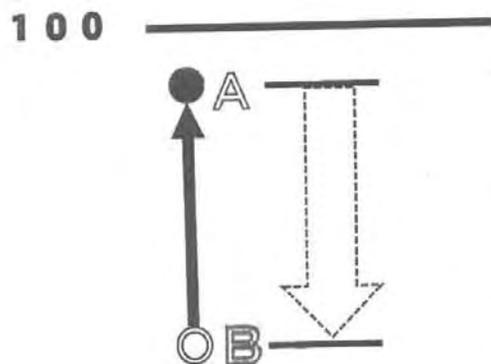
4 その他

地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応

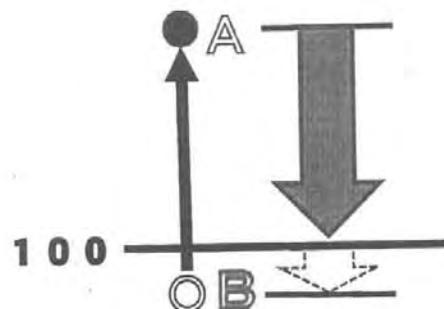
今回の地方公務員の給与削減の要請に基づく取組

- 国家公務員の給与減額支給措置に準じた取組を要請
- 但し、各団体に一律に現状からさらに7.8%削減するよう求めるものではなく、各団体において既に行われている給与抑制措置を踏まえた取組を求めるもの。

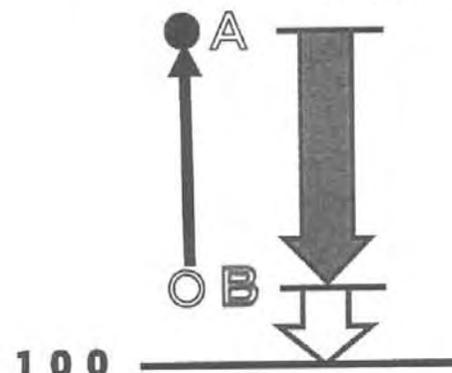
<パターン①>



<パターン②>



<パターン③>



	今回の要請により当該団体において必要となる新たな措置の範囲
A	ラスパイレス指数 国家公務員の給与改定特例法による措置を反映した数値。
B	参考値 国家公務員の給与改定特例法による措置がなかったと仮定した場合の数値。

 給与適正化の取組

総行給第 77 号
総行福第 309 号
平成 24 年 11 月 26 日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長
各人事委員会委員長

） 殿

総務副大臣
大島 敦

地方公務員の退職給付の給付水準の見直し等について（通知）

第 181 回国会において「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 96 号）及び「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 97 号）が平成 24 年 11 月 16 日に成立し、本日公布されました。

「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」は、民間における退職給付の支給の実情に鑑み、国家公務員の退職手当の額を引き下げるとともに、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）による国家公務員の共済年金の職域部分の廃止に伴い、「年金払い退職給付」を設ける等所要の措置を講ずるものであり、平成 25 年 1 月 1 日（一部規定を除く。なお、「年金払い退職給付」関連規定は平成 27 年 10 月 1 日。）から施行されることとなりました。

また、「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」は、地方公務員の共済年金について、国家公務員と同様、共済年金の職域部分の廃止に伴い「年金払い退職給付」を設ける等所要の措置を講ずるものであり、平成 27 年

10月1日（一部規定を除く。）から施行されることとなりました。本法律の改正概要については別途通知しますので、その施行に遺漏のないよう願います。

地方公務員の退職手当については、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日総行給第58号）のとおり、各地方公共団体において制度の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたします。

この旨、貴管内の市区町村及び退職手当組合等に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

退職手当の改正内容の概要

退職手当について、官民比較調査結果等を踏まえ、その支給水準を引き下げるとともに、平均年齢が上昇している状況を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るため、早期退職募集制度を導入する等の措置を講ずる。

⇒ 次のⅠ及びⅡの措置を通じ、退職給付の官民較差(平均402.6万円)の全額を解消(退職手当の支給水準を2707.1万円から2304.5万円に約14.9%引下げ)。

Ⅰ. 支給水準引下げ

1. 官民均衡を図るために法律上設けられた「調整率」を、次のとおり段階的に引き下げる。

<期間>	<調整率>
現行	104/100
平成25年1月1日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100

<参考>段階的な引下げ措置については、過去の引下げ時の段階的措置に比べ、1回当たりの引下げ幅を2倍程度とし、かつ、引下げ間隔を1年から9か月に短縮。

2. 調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

3. 施行期日:平成25年1月1日(第一段階の引下げを開始)

Ⅱ. 早期退職のインセンティブ拡大

1. 早期退職募集制度の導入

各大臣等が、年齢、職位等を特定して早期退職募集を行い、職員が応募し認定を受けて退職した場合、官側都合による退職として退職手当を算定するとともに、2. の措置の対象とする。

2. 定年前早期退職特例措置の拡充

【適用対象年齢の下限】

50歳(定年前10年) ⇒ 45歳(定年前15年)(政令事項)

【割増内容】

定年前1年につき一律2%割増(最大20%)

⇒定年前1年につき3%を上限とした割増(具体的な割増しは政令事項)

3. 施行期日:公布日から1年以内の政令で定める日

地方公務員の職員団体に係る職務専念義務の免除等
に関する制度及び運用の適正化の状況について

平成25年3月4日
公 務 員 課

I 趣旨

平成17年度から、いわゆる「ながら条例」による有給の職務専念義務の免除や組合休暇について、各地方公共団体における条例等の規定内容や運用の実態を調査している。

適正化の進展を踏まえ、平成24年度は、前年度において適正化が図られていなかった団体のその後の適正化の状況について聞き取り調査を行った。

その結果、全団体において適正化が図られた。

- ・いわゆる「ながら条例」… 勤務時間内の組合活動は、無給が原則であるが、「適法な交渉」を有給で認めるもの。(国家公務員、民間とも共通の考え方)
- ・組合休暇 … 「適法な交渉」以外の一定の組合活動を無給で認めるもの。

II 適正化の状況

区 分	平成25年 1月4日現在	平成24年 1月6日現在	増 減
1 「ながら条例」の規定が「適法な交渉」以外のものを含んでいる団体数	—	—	—
2 「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体数	—	—	—
3 勤務時間中の組合活動を「口頭承認」又は「手続なし」で認めている団体数	—	3	▲ 3
4 有給で組合活動を認めている団体数	—	4	▲ 4

チェック・オフの適正化の状況について

平成25年3月4日
公 務 員 課

I 趣旨

地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、「法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」とされている。

しかしながら、平成22年4月のチェック・オフに関する緊急自己点検の結果によれば、条例の根拠によることなくチェック・オフを行っている団体が見受けられたところである。平成24年度は、前年度調査において適正化が図られていなかった団体のその後の適正化の状況について聴き取り調査を行った。

(注) チェック・オフ

…地方公共団体の会計機関が職員に直接給与を支給する以前にその一部を控除すること。

II 適正化の状況

条例の根拠規定のないチェック・オフ項目がある団体数

区 分	平成25年 1月4日現在	平成24年 1月6日現在	増 減
都道府県	1 (※1)	1	0
指定都市	—	—	—
市区町村	2 (※2)	7	▲ 5
合 計	3	8	▲ 5

※1… 新潟県

※2… [富山県] 氷見市、[大阪府] 東大阪市

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。
ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

(1)~(5)：平成27年10月

(6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減：公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

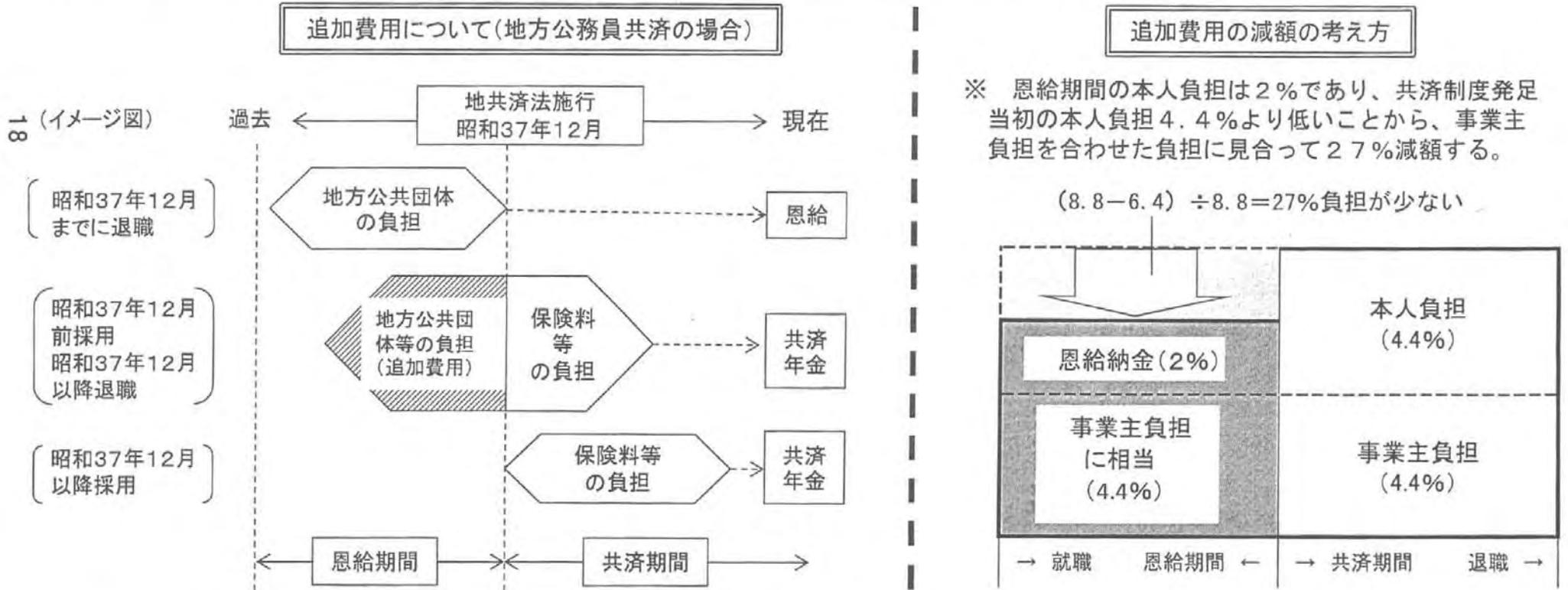
追加費用の削減

○ 追加費用財源の恩給期間にかかる給付(下左図の斜線部分)について、負担に見合った水準(下右図を参照)まで一律に27%減額する(ただし、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の10%とする、②230万円/年以下の給付(恩給期間も含めた共済年金全体)は減額しないという配慮措置を設ける)。

(注)②については、平成19年法案では250万円/年。平成21年全国消費実態調査の結果を踏まえて変更。

(追加費用について(地方公務員共済の場合))

- ・ 昭和37年まで恩給制度が適用されており、37年以後も引き続き地方公務員である者については、新たに設けられた地方公務員共済年金制度に加入することとされ、恩給期間に係る給付についても共済年金として支給することとされた。
- ・ このため、それまで保険料を負担していなかった恩給期間に係る共済年金の給付に要する費用については、地方公務員の恩給を地方公共団体が負担していたこととの均衡から、当時の事業主としての地方公共団体等が負担することとしている。



(注)追加費用は、平成24年度予算額で国共済(国負担分):約2,300億円、地共済(地方公共団体負担分):約8,600億円

事 務 連 絡

平成25年3月4日

各都道府県 財政担当課
市町村担当課
各指定都市 財政担当課 } 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

「標準報酬制」への移行に伴う給与システムの改修について

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）により、平成27年10月から公務員も厚生年金に加入することとし、いわゆる2階部分の年金は厚生年金に統一することとされております。

これにより、地方公務員共済制度における保険料の算定基礎が、給料を基準に計算する「手当率制」から、現在厚生年金が採用している「標準報酬制」に移行することとなります。（別添資料を参照）

これに伴い、年金・医療保険の保険料を天引きしている各地方公共団体の給与システムを平成27年10月までに改修する必要がありますのでご連絡いたします。

なお、詳細につきましては、今後当課より各共済組合に情報提供して参りますので、各地方公共団体が属する共済組合と相談しながら対応いただければと存じます。

つきましては、このことについて、財政担当課におかれましては貴団体の給与システム担当課に、市町村担当課におかれましては管内の市町村に、それぞれご連絡いただきますようお願いいたします。

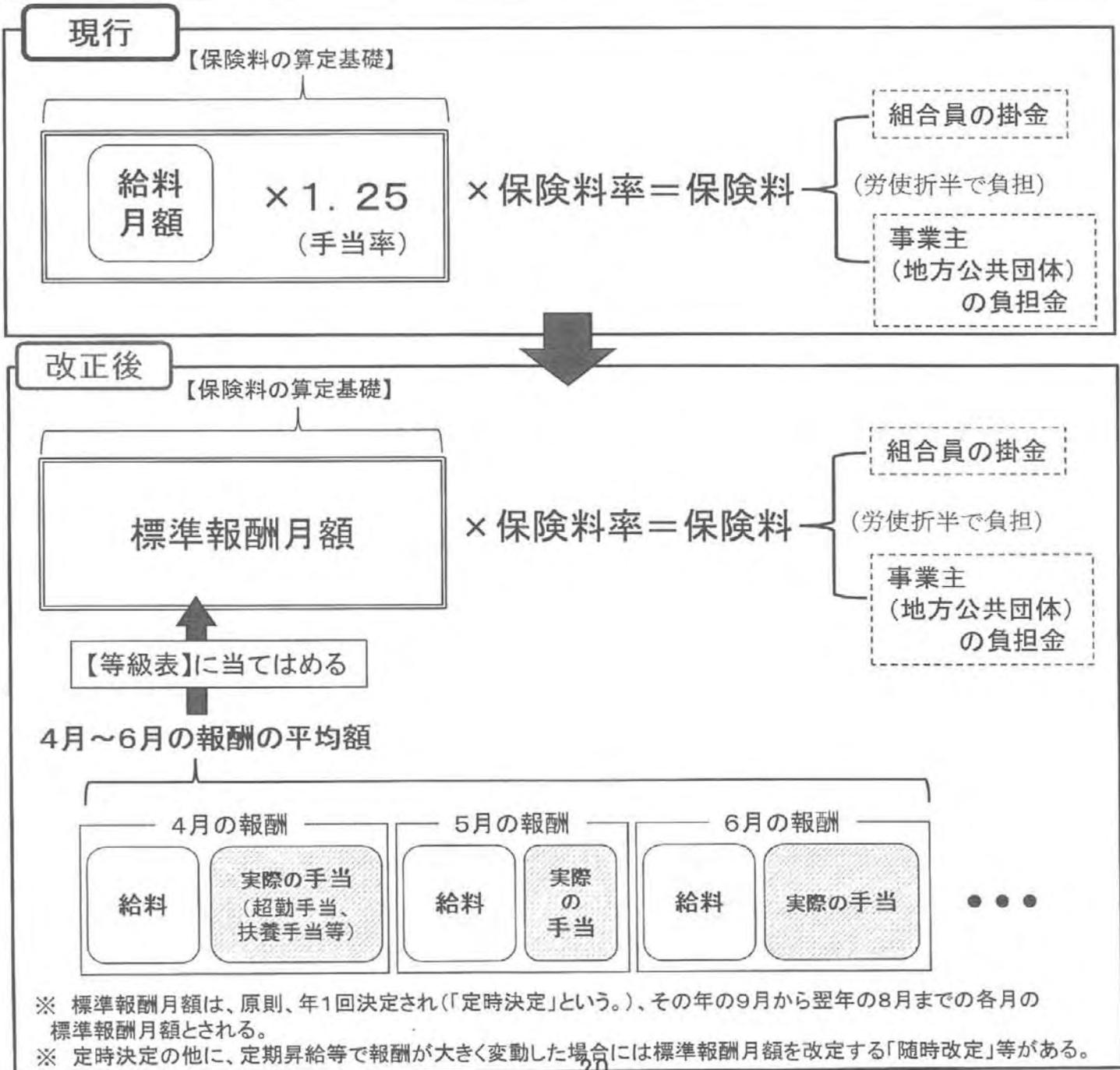
担当： 係長 係長
電話：03-5253-5557

「標準報酬制」への移行に伴う給与システムの改修について

- 被用者年金一元化法(平成24年法律第63号。平成24年8月22日公布)により、地方公務員共済制度における保険料の算定基礎が、給料を基準に計算する「手当率制」から、現在厚生年金、国家公務員共済年金等が採用している「標準報酬制」に移行する。
(施行:平成27年10月1日)
- これに伴い、年金・医療保険の保険料を天引きしている各地方公共団体の給与システムを改修する必要がある。

【地方公共団体へのお願い】

- 各地方公共団体が属する共済組合と相談し、平成27年10月までに各地方公共団体の給与システムを改修していただきたい。



事 務 連 絡
平成25年1月30日

各都道府県 財政担当課
市町村担当課
議会事務局
各指定都市 財政担当課
議会事務局 } 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

平成25年度における地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担金等
について

地方議会議員年金制度については、平成23年6月1日をもって制度が廃止されましたが、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用の財源は、関係法令に基づき、毎年度、現職議員の標準報酬総額に応じて、各地方公共団体が公費で負担することとされています。

平成25年度においては、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用761億円を含む、766億円を地方財政計画に計上する予定であり、各地方公共団体の負担金の具体的な算定方法及び支払方法は、別紙のとおり予定しています。

つきましては、平成25年度の地方公共団体の負担金の予算計上等について適切に対処いただきますとともに、貴都道府県内の市町村（財政担当課・議会事務局）に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

担当

TEL:03-5253-5558

(別紙)

1 給付費負担金の算定方法

(1) 都道府県

平成25年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員(※)の標準報酬月額
の総額に12を乗じて得た金額に25.3/100を乗じて得た金額

(2) 市区町村

平成25年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員(※)の標準報酬月額
の総額に12を乗じて得た金額に51.9/100を乗じて得た金額

※ 上記の場合において、次の①から④までに掲げるときは、それぞれ①から④までに
掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を平成25年4月1日における当該
地方公共団体の議会の議員の数とみなすこと。

① 地方公共団体の議会の議員が、平成25年3月31日までに当該地方公共団体の
議会の議員の任期満了により退職し、同年4月1日において在職していないとき。

当該任期満了の日

② 地方公共団体の議会の議員が、平成25年3月31日までに当該地方公共団体の
議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより
退職し、同年4月1日において在職していないとき。 当該退職の日

③ 平成25年4月1日までに市町村の廃置分合が行われ、同月2日以後に新たに設
置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき。 当該市町村の議会の議
員の一般選挙の日

④ 平成25年4月1日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月
2日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の
増員選挙が行われたとき。 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

2 給付費負担金の支払方法

上記1で算定した給付費負担金については、次の表に掲げる金額をそれぞれ同表に掲
げる月の20日までに、各地方議会議員共済会に払い込まなければならないこと。

給付費負担金の10分の5に相当する金額	平成25年5月
給付費負担金の10分の2に相当する金額	平成25年8月
給付費負担金の10分の2に相当する金額	平成25年11月
給付費負担金から、当該金額のうち当該年度において既に払 込みをした金額を控除した金額	平成26年2月

3 事務費負担金

事務費負担金の額及び支払方法については、各地方議会議員共済会から別途連絡(従
前どおり)

総行福第30号
平成25年2月8日

各都道府県総務部（局）長 } 殿
（市町村担当課・区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部福利課長
（公印省略）

職員に対する福利厚生事業調査結果について

平成24年5月9日付け総行福第215号「職員に対する福利厚生事業調査について」にて照会した標記の件について、調査結果を取りまとめたので、別添のとおり送付します。

総務省自治行政局公務員部福利課
理事官 事務官
TEL：03-5253-5557
FAX：03-5253-5561

地方公共団体における福利厚生事業の状況について

平成25年2月8日
総務省自治行政局公務員部福利課

1 互助会等に対する公費支出額

個人給付事業の廃止など、各種の福利厚生事業の見直しが行われた結果、互助会等に対する公費支出は、下記表のとおり削減されています。

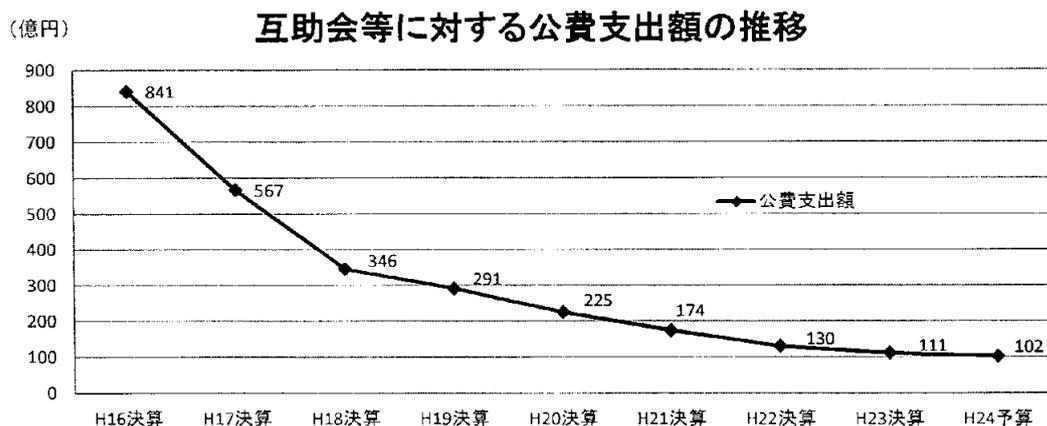
(単位：億円、%)

	16年度 (決算) A	23年度 (予算) a	24年度 (予算) b	23年度→24年度 (予算) (予算)		16年度→24年度 (決算) (予算)	
				削減額 c=(b-a)	削減率 c/a	削減額 C=(b-A)	削減率 C/A
合 計	841	121	102	▲19	▲15.7%	▲739	▲87.9%
都道府県	311	16	11	▲5	▲31.3%	▲300	▲96.5%
指定都市	174	18	14	▲4	▲22.2%	▲160	▲92.0%
市区町村(指定都市を除く)	356	87	77	▲10	▲11.5%	▲279	▲78.4%

注1) 互助会等に対する公費支出には、首長部局、教育委員会、公安委員会（県警本部）及び公営企業からの補助金・委託金等の支出を含む。また、市区町村には一部事務組合、広域連合を含む。

注2) 四捨五入の関係で個々の区分の公費支出額を合算した値は「合計」と一致しない。

(参考)



2 互助会等に対する公費支出の見直し状況（団体数）

	団体数	24年度までに互助会等に対する公費支出を見直した団体数	24年度時点において公費支出を廃止又は休止している団体
合 計	1,789	1,775(対前年度比+4)	599(対前年度比+50)
都道府県	47	47(対前年度比+0)	41(対前年度比+2)
指定都市	20	20(対前年度比+1)	8(対前年度比+4)
市区町村(指定都市を除く)	1,722	1,708(対前年度比+3)	550(対前年度比+44)

注1) 各地方公共団体の首長部局における互助会等に対する公費支出の見直し状況を示している。

注2) 市区町村の見直した団体数は、平成17～24年度に互助会等に対する公費支出を見直した団体。

3 互助会等が行う福利厚生事業の公表状況（団体数）

区分	団体数	公表対象団体数	公表団体数	媒体			公表内容						
				ホームページ	広報誌	公報	個別事業内容	個別事業実施件数	個別事業実績額	互助会名	互助会会員数	互助会公費補助等総額	互助会公費補助率
都道府県	47	6	6	6	0	5	6	4	4	6	6	6	3
指定都市	20	12	12	12	2	3	10	3	2	12	10	12	11
市区町村	1,722	1,172	932	856	395	22	450	114	148	795	437	577	303
合 計	1,789	1,190	950	874	397	30	466	121	154	813	453	595	317

注1) 各地方公共団体の首長部局の互助会等における福利厚生事業の公表状況を示している。

注2) 福利厚生事業の公表状況とは、平成22～24年度のいずれかに互助会等において実施された福利厚生事業の平成24年9月30日時点における公表状況。

注3) 公表対象団体とは、平成24年度予算において互助会等に対する公費支出を行っている団体。

注4) 公表団体とは、公表対象団体のうち互助会等が行う福利厚生事業の実施状況等を公表している団体。

(参考) 公費を伴う個人給付事業の実施状況(団体数)

事業内容	結	出	入	弔	退	災	医	入	人	永	保	レ	
	婚	産	学	慰	会	害	療	院	間	年	養	ク	
区 分	祝	祝	祝	金	給	見	費	・	ド	勤	設	リエ	
	金	金	金	金	付	舞	補	傷	ツ	続	利	ー	
					金	金	助	病	ク	給	用	シ	
								見	補	付	補	ョ	
								舞	助		助	ン	
								金				補	
												助	
都道府県	16年度	30	30	25	36	6	33	24	19	33	31	20	20
	23年度	0	1	0	8	0	0	0	0	23	2	1	0
	24年度	0	1	0	7	0	0	0	0	20	2	1	0
指定都市	16年度	18	19	19	19	13	17	1	15	6	19	11	14
	23年度	7	7	6	5	1	2	0	1	7	3	4	5
	24年度	6	6	5	5	1	2	0	1	7	4	4	5
市区町村	16年度	1,781	1,666	1,093	1,940	1,402	1,513	402	1,746	1,376	1,330	991	1,241
	23年度	460	412	337	610	415	357	66	326	985	426	530	461
	24年度	426	397	308	529	379	284	71	307	945	392	479	410

注1) 各地方公共団体の首長部局における公費を伴う主な個人給付事業の状況を示している。

注2) 互助会等が実施しているもののほか、各地方公共団体が直接実施している個人給付事業の状況を示している。

○ 安全衛生管理体制の整備状況(団体区分別)

平成24年3月31日現在

	総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等		
	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)
都道府県	206	206	100.0	438	433	98.9	6,252	6,103	97.6	4,973	4,950	99.5
指定都市	157	157	100.0	389	388	99.7	1,327	1,300	98.0	6,594	6,533	99.1
市区	166	166	100.0	474	460	97.0	2,877	2,776	96.5	29,093	26,784	92.1
町村	0	0	-	2	2	100.0	934	878	94.0	6,506	5,163	79.4
一部事務組合	4	4	100.0	47	46	97.9	402	383	95.3	2,048	1,897	92.6
合計	533 (542)	533 (540)	100 (99.6)	1,350 (1,352)	1,329 (1,334)	98.4 (98.7)	11,792 (11,777)	11,440 (11,403)	97 (96.8)	49,214 (49,772)	45,327 (45,523)	92.1 (91.5)

	産 業 医 安 全 委 員 会			衛 生 委 員 会		
	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	設置を要する事業所	設置している事業所	設置率(%)
都道府県	6,252	6,231	99.7	382	379	99.2
指定都市	1,327	1,322	99.6	288	287	99.7
市区	2,877	2,791	97.0	319	312	97.8
町村	934	807	86.4	1	1	100.0
一部事務組合	402	383	95.3	31	31	100.0
合計	11,792 (11,777)	11,534 (11,471)	97.8 (97.4)	1,021 (1,055)	1,010 (1,041)	98.9 (98.7)

(注)合計欄の()の数字は、平成23年3月31日現在の選任(設置)数等であり、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県の一部の市町については集計されていない。

○ 安全衛生管理体制の整備状況(部局別)

平成24年3月31日現在

	総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等		
	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)
知事及び市長	333	333	100.0	721	714	99.0	4,180	4,058	97.1	14,087	13,146	93.3
教育委員会	15	15	100.0	139	127	91.4	4,326	4,252	98.3	30,803	28,121	91.3
警察	19	19	100.0	0	0	-	1,327	1,214	91.5	316	316	100.0
消防	0	0	-	1	1	100.0	826	803	97.2	2,616	2,483	94.9
公営企業	166	166	100.0	489	487	99.6	1,133	1,113	98.2	1,392	1,261	90.6
合計	533 (542)	533 (540)	100.0 (99.6)	1,350 (1,352)	1,329 (1,334)	98.4 (98.7)	11,792 (11,777)	11,440 (11,403)	97.0 (96.8)	49,214 (49,772)	45,327 (45,523)	92.1 (91.5)

	産業医			安全委員会			衛生委員会		
	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	設置を要する事業所	設置している事業所	設置率(%)	設置を要する事業所	設置している事業所	設置率(%)
知事及び市長	4,180	4,009	95.9	699	691	98.9	4,180	3,888	93.0
教育委員会	4,326	4,272	98.8	57	55	96.5	4,326	4,209	97.3
警察	1,327	1,324	99.8	0	0	-	1,327	1,245	93.8
消防	826	805	97.5	1	1	100.0	826	775	93.8
公営企業	1,133	1,124	99.2	264	263	99.6	1,133	1,098	96.9
合計	11,792 (11,777)	11,534 (11,471)	97.8 (97.4)	1,021 (1,055)	1,010 (1,041)	98.9 (98.7)	11,792 (11,777)	11,215 (11,197)	95.1 (95.1)

(注)合計欄の()の数字は、平成23年3月31日現在の選任(設置)数等であり、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県の一部の市町については集計されていない。

安全衛生管理体制の整備状況(推移グラフ)

